

函 総 行

令和4年(2022年)2月28日

総務常任委員会委員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしくお願  
いします。

記

- 行政手続等における押印の見直しについて

(総務部行政改革課)

---

## 行政手続等における押印の見直しについて

---

行政のデジタル化に向け、国から令和2年7月に地方公共団体に対し、行政手続の押印見直しについて要請があり、本市において、下記のとおり令和4年4月1日から押印を見直すこととした。

### 1 令和4年4月1日から押印を廃止する手続数

押印を廃止する手続数 2,689件

※このほか、令和2年度から3年度に法令等に基づき既に押印を廃止した手続数は、499件

#### 【押印を廃止する主な手続】

##### 「主に市民が行う手続」

・印鑑登録申請書，医療費受給者証（子ども，ひとり親，重度）交付申請書，延長保育利用申込書，市営住宅入居申込書，公共下水道使用開始届書など

##### 「主に事業者等が行う手続」

・旅館業経営許可申請書，認定こども園認定申請書，道路占用許可申請書，墓地使用許可申請書など

#### ※参考※

##### 「令和2年度から3年度に押印を廃止した手続」

・市民税・道民税申告書，身体障害者手帳交付申請書，児童手当・特例給付現況届，社会福祉法人設立認可申請書など

### 2 市が発出する文書の見直し

上記，押印の見直しとあわせ，令和4年4月1日から市が発出する文書のうち，イベントや会議，説明会の案内文書等の軽易・定例的なものは，公印の押印を不要とする。